令和６年度五條市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和６年７月２５日

１　趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達における、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの調達の推進を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３　適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

４　調達の対象となる施設等

この方針による調達の対象となる施設等は、以下のとおりとする。

（１）「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）」に定める事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）

ア　就労移行支援施設

イ　就労継続支援施設（A 型・B 型）

ウ　生活介護施設

エ　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ　地域活動支援センター

カ　小規模作業所

（２）「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める、障害者を多数雇用している事業所

ア　障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ　重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たすもの）

・障害者の雇用者数が 5 人以上

・障害者の割合が、従業員の２０％以上

・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者および精神障害者の割合が３０％以上

（３）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア　在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ　在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

５　調達を推進する物品等及びその調達目標

施設等が供給可能な物品等を調達推進項目とし、令和６年度の調達目標金額は 600 万円以上とする。

６　調達の取組

本市における施設等からの物品等調達のための取組は、次のとおりとする。

（１）施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進する。

（２）職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、施設等の提供可能な物品等について情報収集を行い、組織全体で共有できるよう各所属に対して情報提供し、施設等への発注に努める。

７　調達方針及び調達実績の公表

（１）本市は調達方針を作成し、又は見直したときは、市ホームページ等で速やかに公表する。

（２）本市は、調達実績を毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

８　その他

施設等からの物品等の調達を推進するため、必要に応じ本方針の見直しを行う。